

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月1日(火) 午後1時30分から午後3時19分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 42(名)

会長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
10番	末光 亨	11番	清家 儀三郎
		13番	谷本 宏明
14番	玉木 邦英		
16番	冨永 文夫	18番	藤岡 功
19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓土
19番	森 松実	20番	山本 豊紀
		22番	和田 恵子
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 5(名)

農業委員

12番	竹葉 邦政	15番	土居 喜三郎
-----	-------	-----	--------

最適化推進委員

9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
21番	吉見 一弥		

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

4番 上田 一徳 5番 大島 博雅

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告について
報告第4号 農地原形変更届出書について
報告第5号 諸証明について
報告第6号 農地法第4・5条許可について
(令和5年6月16日～令和5年7月14日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第5号 農地法第18条の許可申請事案に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 庵崎 正幸 次長兼管理係長 中島 慶和
農地係長 山下 佳彦 主事 入川 大希
一般事務 山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 岩見 藤三郎

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員22名、農地利用最適化推進委員20名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和5年8月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、竹葉委員、土居喜三郎委員、土居和宏委員、中尾委員、吉見委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に上田委員、大島委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を願います。

《中島次長》

失礼いたします。説明の前に、議案の一部訂正が2点ございます。

まず1点目。総会議案11ページをご覧ください。農地法第5条、13号の地図でございしますが、白抜きの所が一体利用地、黒塗りの所が申請地となっておりますが、実際には逆でございします。白抜きの所が申請地で、黒塗りの所が一体利用地となります。色を塗り間違いでございします。失礼いたしました。

もう1点、総会議案18ページ目をお開きください。議案18ページ目、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画。利用権設定各筆明細の番号115の利用権を設定する者の住所のうち、◇◇◇◇の字が、◇◇◇◇となっておりますが、正しくは◇◇◇◇、◇◇◇◇の字になります。修正をお願いします。訂正は以上でございします。

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございせんか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は7件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書5ページに記載しておりますので確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《黒田委員》

39番と40番について御説明申し上げます。39番、これは譲受人が◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん。こちらがですね、譲渡人の◇◇◇◇は◇◇◇◇です。◇◇◇◇です。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇の方におられるので、現実には◇◇◇◇が維持管理されておる。実態に沿うように◇◇◇◇さんの名前から◇◇◇◇さんの方に移してしまう、ということでございますので、何ら問題ないと考えています。そして40番、これはどちらも◇◇◇◇さんですが、左側の譲受人の方の◇◇◇◇さんの居宅の近くに譲渡人の小さい畑がございます。そこを◇◇◇◇さんに譲渡して、◇◇◇◇さんが耕作と何かにつけ便利なのでそこを耕していくということです。ちなみに◇◇◇◇さんはここにもございますように、◇◇◇◇では結構大きな面積で、1町、おおかた1町8反近いものを現に耕作されておりますし、熱心にやっておられますので、何ら問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

41番堀◇◇◇◇さん、使用貸借権設定。◇◇◇◇であります。問題ないと考えます。42番◇◇◇◇さん、所有権移転。これも◇◇◇◇であります。問題ないと考えます。

《赤松俊雄委員》

43番、土居喜三郎さんがお休みなので代理で質疑応答します。◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さんに。これは◇◇◇◇さんの親の代の弟のわかれの畑で、荒らしている畑ですので、ずっと◇◇◇◇さんが作っていなかったんで◇◇◇◇さんが経営拡大のために、今度作るようになりました。別に問題はないと思います。

《宮口委員》

はい、44番について説明します。◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さんへ。これ前から、

ちょっと作ってみたみたいで、ちゃんと契約を結んでやるみたいです。高齢ですけど熱心な農家ですので、何も問題ないと思います。

《渡邊鉄雄委員》

はい、45番を説明します。譲受人◇◇◇◇、譲渡人◇◇◇◇、使用貸借設定での説明をさせていただきます。新規就農したとありますが、譲受人は親元就農として新規に就農しますが、現在、譲渡人と協力体制により耕作している農地を譲受人が補助金申請に係る利用権設定をしようとするものですので、何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月は自己住宅敷地が1件でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。7ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《富永委員》

5番について説明します。先日、皆さん集まってもらって、一応現地確認をしたわけですが、会長はじめ、事務局、農業委員会の方2名等で合わせてしましたので。区画は十分整理されており、内容的には別段問題ないと私の方では判断しております。一部写真で見ると上の方になってる。家がこれ、カットされるというような状況なんです。これは全部ではなくて一部修正されたものなので、修正案件の方も出ておると思います。問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書8ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月は露天駐車場が1件、資材置場敷地が1件、ドッグラン、管理棟が1件、自己住宅敷地が2件、計5件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。9ページから11ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましてはお手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

9番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて従業員や来客用の露天駐車場として利用する、という申請であります。この案件については、7月27日に会長はじめ関係者にて現地調査を行っております。申請地を転用することに、よって近隣の土地、農地など問題はありません。

《三好委員》

続きまして、10番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが資材置き場に利用したい、ということでの所有権移転です。先月27日、会長をはじめ、事務局の方とも現地調査しましたが、特に問題はございません。

《井上委員》

失礼いたします。11番についてご説明申し上げます。これは養魚場、鯉を飼われとった所の土地をですね、これを譲受人の不動産会社を買われるということでございます。

まずこの土地につきましては、現状見ていただきましたら、田でも畑でもないということで、始末書を提出していただいております。これ、平成14年まで鯉を飼われよって旦那さんが亡くなられて、そのままになつとるということでございます。そして、私も長いこと農業していますが、転用目的がドッグランということになっておりまして、非常に珍しいケースでございます。そしてまた、かつてですね、私も担当地区が市街地に近いということで、ブローカー的な方が何人かいらっしゃったことがございます。相続、残った奥さんが相続した土地を、山も宅地も全部買って。買う時には農地として買うんですが、これを宅地にして売ったりというふうなケースがあつて。当然否決されたわけでございますが、今回もドッグランということで。写真を見ていただいたら分かりますが、すぐ建売が建ちそうな状況でございます。今後の転用計画通りに転用がなされるかどうかを、地元の委員として慎重に見ていきたいと思っております。なお、周りは住宅地になっておりまして、周りの農地の影響はございません。現地といたしましては西江寺とかお寺がある所の、辰野川沿いの川上の山の方でございます。そして、8月27日に会長、代行、事務局と現地の確認をいたしております。非常にユニークな議案でございますので、私も注目をしていきたいと思っております。以上です。

《末光委員》

失礼します。12番、13番について説明をさせていただきます。12番については、◇◇◇◇君が◇◇◇◇さんの土地を譲り受けて、自己住宅を建築するということです。それと続けて13番。◇◇◇◇君、借家住まいで子供が多くなり手狭になって、申請地を購入して自己住宅を建築するということです。12番13番、ともに7月27日、小清水会長、事務局立会のもと現地調査をしております。その時も、何ら問題ないだろうということで判断してはおります。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、氏原委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

氏原委員の入室を認めます。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書12ページをご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。

公告予定年月日は、令和5年8月8日となっております。

1ページめくっていただきまして、13ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規13件13,307.00㎡、更新20件30,080.91㎡、計33件43,387.91㎡となっております

所有権移転につきましては、吉田地区で3件、1,359.00㎡となっております。

今月の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

ここで14ページをご覧ください。14ページ、番号72、73についてでございます。7月3日の総会において、賛成少数のため否決されましたが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画の決定にあたっての審査項目としては、あくまで利用権の設定を受けるもの、すなわち借り手側の要件で判断すべきであり、貸人側の要件はありません。

前回の審議内容では、貸人側の事情において判断されたとしか見なされず、事務局

としては、否決すべき理由に当たらないと考えております。

よって、今回再審議とすべく、再度議案として上げさせていただきました。
以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《赤松利彦委員》

72番、73番、再審議の件であります。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇さんの土地を20年ほど前から耕作されており、今回新規ということでございます。面積もわずかであり、近い身内でもあり、問題ないと考えます。73番、これも◇◇◇◇さんは20年ほど前から◇◇◇◇さんの果樹園を耕作されております。身内ではありませんが、果樹園の条件は非常に悪いです。問題ないと考えます。

《森委員》

86番、87番、88番。89番、90番。全て作物は水稲でございます。利用権設定を受ける者は、全て◇◇◇◇です。86番は、◇◇◇◇さんは更新ですので問題ありません。87番、◇◇◇◇さんは高齢ですのでワールドファーマーズにお願いしたということです。88番、◇◇◇◇さん若い後継者でして苺の専業農家であります。一部の水田を外して苺に専念したいということで、一部を◇◇◇◇にお願いするところです。89番◇◇◇◇さん、90番◇◇◇◇さん、更新ですので問題ないと思えます。

《渡邊鉄雄委員》

はい、91番を説明させていただきます。利用権設定する者は、◇◇◇◇さんです。病気がちで耕作者を探していたところ、隣接地の、利用権の設定を受ける◇◇◇◇君にお願いしたところ耕作を引き受けていただきましたので、問題ありません。新規です。

《赤松俊雄委員》

93番、◇◇◇◇君から◇◇◇◇君。◇◇◇◇君が◇◇◇◇でみかん作りが不可能になりましたので、◇◇◇◇君が規模拡大のため耕作するようになりました。新規です。94番、◇◇◇◇さんから◇◇◇◇君。これも◇◇◇◇さん高齢者のため農業を辞めるということで、◇◇◇◇君規模拡大のため、耕作するようになりました。以上です。92番、◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さん。これは今までの更新ですので、別に異常はないと思えます。以上です。

《上田委員》

95番と96番の説明をいたします。これは両方とも◇◇◇◇さんが耕作を始めるということで、◇◇◇◇さん非常に若い農業後継者でございますので、何ら問題はな

いと考えております。

《山本豊紀委員》

97、98、99について説明いたします。97番は、利用権を設定する側の◇◇◇◇さん、ちょっと体調を崩されまして農業ができないということで、◇◇◇◇さん。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇でやられて、かなり熱心にやられてる農家でございますので、全く問題ないと考えております。98、99は、利用権を設定する側の◇◇◇◇さん。いろいろ問題がございまして、詳しい話はしませんけども、園地の維持ができないということになりまして、◇◇◇◇さん、ここも◇◇◇◇でやられてる。熱心な農業者ですので、全く問題ないと考えております。

《瀧水委員》

100番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんが引き続き耕作するというところで、話がまとまりました。更新でございますので、何ら問題はないと思います。

《渡邊与志樹委員》

101番について説明いたします。賃貸借の更新になります。設定を受ける◇◇◇◇さん、引き続き意欲的に農業に取り組んでおり、問題はないと見ております。

《廣見委員》

102番、103番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん、使用貸借権設定の更新であります。103番◇◇◇◇さん、これも使用貸借権の設定の更新であります。何ら問題ないと思われます。104番から107番まで、◇◇◇◇さん、賃貸借権の設定の更新であります。◇◇◇◇さん、75歳なっておりますけど、真面目に、体力もあり真面目に取り組んでおられますので、何ら問題ないと思われます。

《清家委員》

失礼します。109番から110番、111番。112番。説明をいたしますが、これは◇◇◇◇君が◇◇◇◇さん、それから◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの土地を借りての更新でございます。田んぼの貸借の更新でございますので、何ら問題ないと思います。

《藤岡委員》

失礼します、113番です。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの間で話がまとまりました。◇◇◇◇さんが耕作するようになりました。問題ありません。

《氏原委員》

114番について説明いたします。114番は更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは真面目に農業をされており、引き続き耕作をするということで、問題あり

ません。

《梶原委員》

失礼します、115番、116番について説明いたします。2件とも更新であります。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組まれておられ、何ら問題ありません。

《小清水委員》

失礼いたします。5番についてご説明申し上げます。この土地につきましては、以前から◇◇◇◇さんが作られていた◇◇◇◇の土地でございます。今回、買ってこれということで売買の運びになりました。以前から耕作しているので問題ないと思っております。

《赤松俊雄委員》

6番、◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さん。これも同じように、もう以前からずっとみかん畑を耕作していたんですが、◇◇◇◇さんが、もう歳もあれやし売るということで、◇◇◇◇さんが買うことになりました。何ら問題ないと思います。以上です。

《 会 長 》

108番、廣見さん。廣見委員、説明をお願いいたします。

《廣見委員》

失礼します。ちょっと飛んでまして、すみませんでした。108番についてご説明をいたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん、使用貸借権の設定の更新であります。◇◇◇◇さん真面目に農業に取り組んでおられ、何ら問題ないと思われま

《 会 長 》

担当員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

《山本豊紀委員》

ちょっと待ってください。

《 会 長 》

失礼しました。

《山本豊紀委員》

積み残し1件、7番についてご説明いたします。これは所有権の、果樹園地の所有権の移転でありまして。◇◇◇◇さん。所有権の移転を受ける側ですが、すぐ上の◇◇◇◇さんところの◇◇◇◇さんになります。実は◇◇◇◇さんの方で、親から引き継いだ園地を、大分高齢になったところで、いろんなところでいろんな意味で整理をしたいということがございまして、その中の1件が7番の所有権移転、果樹園地の7

6㎡ということで、双方をこの度移転することで合意いたしました。問題ないと考えます。

《 会 長 》

失礼いたしました。担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、赤松利彦委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

《 会 長 》

はい。挙手多数であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

赤松利彦委員の入室を認めます。

続いて、議案第5号農地法第18条の許可申請事案に対する意見について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼します。まず、この意見とはどういうものか、について説明させていただきます。事前にお配りしております、農地法第18条抜粋という資料をご覧ください。裏面中段のアラビア数字の3になります。

以前にもご説明しましたが、農地法第18条第3項において、第1項の規定により許可をしようとする時は予め都道府県機構、愛媛では愛媛県農業会議がこれに当たりますので、愛媛県農業会議の意見を聴かなければならないこと、となっております。

この条文の趣旨は、本来農地法では「許可」できる場合が限定・制限されていると解釈されるところ、その制限を受けている「許可」をしようとする時は、より慎重な判断が求められている、ということになります。

ただし、この意見に「法的拘束力」はありません。よって、必ずしもその意見に従わなければならない、ということではありません。

この点について、顧問弁護士に確認したところ、「法的拘束力はないが、裁判所の

判断では、こういった意見は十分に尊重されなければならない」とされているとのことです。また、この意見に従わずこのまま「許可」とする場合には、「意見を尊重しないことについて、合理的な理由が必要である。もし、合理的な理由が説明できないにもかかわらず再審議を行わず、そのまま許可とした場合、許可処分取消訴訟を起こされると、その点をもって敗訴となる可能性がある」ということでした。

それでは、愛媛県農業会議の意見をご確認ください。議案書最終ページでございます。事前に議案をお送りしておりますので、すでにお目通しいただいていると思いますが、愛媛県農業会議としては「再審議を求める」という意見でございました。

理由としましては、「貴会が本件を許可相当と判断した合理的な理由が確認できない」という理由でございます。

これはどういうことかということ、まず、農地法第18条第1項の許可申請に対しては、農地法第18条第2項各号に該当する場合でなければしてはならない、ということとなっております。先ほどの資料の表面、赤字部分でございます。

今回の事案では、農地法第18条第2項のうちの第3号に該当するかどうかを判断いただく必要があり、去る6月総会において、委員の皆さんに、まずは判断の基準となる各項目についてご審議いただきました。その結果を取りまとめた集計表をお配りしておりますので、ご確認ください。この結果は農業会議にも提出しております。

この各判断項目に対する皆さんの審議結果から一般的に判断する限り、「許可」とすべき理由が見いだせない、ということをお県農業会議より当初から指摘を受けておりました。

なぜこの審議結果から最終的に「許可」となったのか、事務局として理由を問われたため、審議全体を通して「借りた農地は返すのが常識である」という意見が多くみられたため、そのように判断した委員が多かったのではないかとと思われる、との回答をいたしております。

また、この案件の内容については、県農業会議常設審議委員会において当市で行った説明とほぼ同様の説明を行っております。その説明を受けた常設審議委員会委員の意見、発言の要旨を資料としてお付けしておりますので、ご確認ください。

当初の契約期間が満了している以上、農地を返還すべき、という意見もありましたが、多くの委員から「耕作者保護」の観点から判断すべきで「不許可相当」ではないか、との意見が挙げられました。念のため読み上げます。

○N委員

借りたものを返すのは当然のことであるが、賃借人は本件農地に対し、これまでに相当な投資をしていると思われるので、本件を許可するにあたっては相応の離作補償を条件とすべきである。

借りたものを返すのが当たり前、という理由により本件を許可してしまえば、農業委員会の存在意義が問われることとなる。また、一生懸命に農業に取り組み、地域農業の担い手として活躍されている者を保護し、支援することが農業委員会の役割であり、農地法の目的であると解するので、本件農地は現賃借人が耕作を継続するのが適当であると考えます。

○M委員

宇和島市が当初に判断された不許可相当の判断を変えるべきではない。農地の現状、許可基準が変わらないなかで、判断が変わるとするのは特別な錯誤がない限りおかし。賃貸人の自作相当の判例等をみると、賃貸人には相当高度な自作事由が必要とされており、本件は該当しないと判断する。農地の効率的利用により生産性の向上を図るといふ農業政策上の視点からも、現在の賃借人が耕作を継続することが妥当である。

○Y委員

賃貸人が、自らの農業経営の赤字を補填するために、離作補償もなく、農地の返還を求めるのは一方的である。農地法は耕作者保護を目的としており、宇和島市が当初に判断された不許可相当が当然である、と判断する。

○K委員

M委員の意見に賛成であるが、客観的な事実関係の詳細が確認できなければ、この場で責任ある判断を行うことは困難である。

○S委員

M委員、Y委員と同じ意見である。賃貸人にも権利がある以上、賃貸人からの解約の申入は否定できないが、農業委員会は現耕作者を守る責務がある。

○T委員

契約期間内での解約の申し入れは認められないが、当初の契約期間が満了している以上、賃借人は農地を賃貸人に返還すべきである。

○F委員

本件を解決する場合は、裁判である。

このような委員の意見、及び宇和島市における各判断項目に対する審議結果を総合判断して、愛媛県農業会議として「許可相当と判断した合理的な理由が確認できないため再度の審議を求める」という意見になっております。

宇和島市農業委員会事務局といたしましては、長時間ご審議いただいた結果として委員の皆さんが出された結論は尊重したい、という思いもありますが、やはり、各判断項目に対する審議内容と結論が直接結びつかない以上、農地法第18条第2項に掲げる、「許可できる理由」がないと判断せざるを得ず、このまま「許可」とするのは非常に難しいと考えており、事務局としても再審議が必要と考えております。

そこで、農業委員の皆様には大変ご負担をお掛けしますが、再度臨時総会を開催させていただき、再審議とさせていただきたいと考えております。

また、非常に重要な判断となります。前回の投票結果は欠席者が2名で、会長を除いた21名中11人が「許可」10人が「不許可」という非常に僅差の結果となりました。臨時総会の開催に当たっては、全農業委員さんが出席をいただける日をできる限り調整のうえ開催し、会長も含めて、できるだけ全委員の投票とさせていただきたいと思っております。その際、農地利用最適化推進委員さんにおかれましては出席を求めませんが、当日意見を述べたいと思われる農地利用最適化推進委員さんがおられましたら、当然出席のうえ意見を述べていただくことは可能です。

また、再審議といっても内容は皆さん十分ご承知のことと思われまますので、事務局より追加の説明等はありません。基本的には再審議の日までに各委員さんにおいて判断理由を「農地法に照らして合理的」に説明できるよう整理していただいたうえで、

お手元にお配りの投票用紙案、先程のですね、投票の結果を整理した表の一番最後に付けております。ご確認くださいませでしょうか。そちらの案という形で付けさせていただいておりますが、この案のとおり、各判断項目と併せて許可・不許可をご記入いただき、投票していただきたいと考えております。投票に先立って意見のある委員さんがあれば意見を述べていただいて、その後投票用紙をお配りして投票、という形をとりたいと考えております。

投票用紙案については、前回までの判断項目内容を一部変更しております。賃借人の生計、及び賃貸人の経営能力について、「ある程度」というあいまいな項目を外し、賃借人の生計については、「相当の生活の維持が困難となるおそれ」が「ある」のか「ない」のか。

賃貸人の経営能力について「土地の生産能力を十分に発揮させる経営を自ら行うこと」が「確実」なのか「確実でない」のか、この2つの選択肢とさせていただいております。

各農業委員さんにおかれましては、各判断項目について農地法の趣旨に照らしてご判断いただいて、最終結論、「許可・不許可」の判断と整合性をとっていただきたいと考えております。

また、前回無記名での投票としましたが、やはり農業委員として投票内容には責任を持っていただく、という趣旨から、今回は記名投票とさせていただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

《 会 長 》

はい。事務局からの説明がありましたように、愛媛県農業会議による常設審議委員会の再審議を求めるという意見に対しては、再審議が必要だとは思われますが、再審議の必要はないと思われる方がありましたら、ご意見をいただきたいと思います。

どなたかご意見ございますか。

《森委員》

すいません。長い間ですね、この宇和島農業委員会で審議を重ねて、出した結論を私は尊重すべきで、再審議してどうなるんですか。したらもう、また、言うたら、同じような結論ならどうなるのか。また戻ってきて、また再審議。

《 会 長 》

そういう、もう同じ結果が出て構いませんが、もう一度きちんとした理由を出して審議をなささいということです。

《森委員》

また、再審議。もういっぺんやらないかん、と。

《中島次長》

もう1回同じ結果になりましてもですね、もうこれは、再審議とした結果でございますので、それはそのままとなります。ただ、当然ですね、その結果に至る審議というか、判断過程においてですね、きちんとその整合性、農地法と照らしてですね、最終的な判断。整合性を取っていただくような投票内容としていただきたいと思いますということでございます。

《森委員》

かまいませんか。これ意見書で、1、2、3、4と、これ書いてあるんですけど。こういうことを考えて下さいよ、と。これはずっと宇和島市農業委員会でこれを土台にして審議して、した結果が、あれだったんで、私は変わるのも不思議な思うし。もういっぺん出して、また元のようになるならいらんと思うけど。

《中島次長》

最終的な結論が変わらなくても、それは構わないんですが。ただ、今現状でですね、お手元のこの集計表というのをお配りしてると思うんですけども。これをですね、普通に見るとですね、許可とすべき理由が見当たらない、という。これは農業会議、県の農業会議から当初から言われておりますし、我々事務局としてもですね、なんでこれで許可になるんだ、と言われてですね、きちんと説明ができない、というのが現状でございます。

ですので、これも弁護士の方にも見せておるんですけども、この表を見てですね、最終結果が許可となっているのはですね、この判断項目以外の考え方が働いたんではないかと言わざるをえません、というようなことでしたので、あくまでもこの判断項目に従って最終結論を導いていただきたい、というようなことでございます。

決して許可、不許可どちらにせよというふうな県の農業会議の意見でもございませんで、意見が変わらないということも当然あるかと思うんですけども。そこに至る過程というのをですね、きちんと農地法に当てはめて、合理的な説明がつくようにしていただきたいということでございます。

《森委員》

再審議はするということで、もう決まっているわけですね。

《中島次長》

それを今、こちらにお諮りしてるということでございます。

《 会 長 》

はい、富永委員。

《富永委員》

質問自体は重なるかと思うんですが。毎回堂々巡りというような状態で、両方の和訳がないまま、このまま皆が審議してもですね、また同じような回答を得られるだけ

で、何か良い方法があればですね。やはり最初の審議に戻って、皆さんの意見を尊重してもらうためには、双方がですね、合意してもらうのが一番いいんじゃないかと思えます。

このように長い審議を重ねても、全く意味のない、最後には裁判だったというような感じに捉えるんですが、皆さんの考えはどうでしょうか。本当もう、このまま続けていって良いものか。人権を阻害するような意味で、私はそんなに、この件を持ち出して良いものかどうかと、私の方思ったんですが、どうでしょうか皆さん。

《 会 長 》

双方で話がかたつかないの、農業委員会に調停判断伺うということで、皆さんにご足労願ってご審議をしていただいております。双方で話ができるなら、もうできとるはずですので。そういう過程は、過程というか経過はすんで、ここに来ているというふうに理解をいただきたいと思えます。

《中島次長》

はい、ちょっと失礼いたします。前回もですね、裁判でというお話も多数ありましたが、この農地の貸借ですね、解約を認める認めない、最終的には農地を返すのか返さないのかということの結論はですね、この農業委員会でしかできません。仮に裁判でどちらかの判決が出てですね、それは農業委員会の結論を経ないとですね、有効にはならないと。この解約の許可の、するかしないのかという権限はですね、農業委員会でしか持ってないということになりますので、どうしてもこちらで決める必要があるということになります。

《 会 長 》

はい、赤松委員。

《赤松利彦委員》

この案件の地元委員として、2点ほど感じたことを述べさせていただきます。

1点は、県の農業委員会には、我々宇和島市農業委員会が4月の臨時総会から長期間かけて審議した結論に対して再度審議せよというのは、どのような意見があるのかということ、ひとつ知りたいと思えます。

もう1点は、命令というものでなければ、もうこれ以上の混乱はやめていただきたいと思えます。再度審議をやり直すとなりますと、宇和島市農業委員会の権威はがた落ち、ひいては宇和島市の信用まで疑われることにもなると思えます。

小清水会長には、毅然とした態度で県の農業委員会に対応していただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

《 会 長 》

今申されました理由ですが、理由は先ほど事務局が申しましたように、それが理由

です、各委員さん、他の地区の農業委員会の会長さんの発言です。反対意見というのは1名、八幡浜の会長さんが再契約になつとるんやけど、という話をしただけで。あとの委員さんは1ヶ月前に、6月に資料をお配りいただいて、その資料を目を通して7月の17日に、出していただいた結果です。

最後の委員さんもおります。改選がありましたので、そういう中で貴重なご意見です、それは私は重さを持っている、というふうに思っております。

そういう中で、平成30年に出した結論と違う、と。その方が権威がないとおっしゃる委員さんもおられますので、その点は誤解のないようにしていただきたいと思っております。

今回の理由について、先程もありましたように、借りたものは返すというものが10名、前回おられました。その中でそれは農地法には当てはまらない、ということが一番です。ですから、他の会長さんも、それじゃいけんやろと。

それと、農地法については、あくまでも耕作者保護である、と。先ほどの72番3番やったですか。◇◇◇◇さんの土地を貸す、と。基盤法で貸すという案件についても、全て耕作者、現在耕作している方を守る、そういう目的で通しております。

ですから◇◇◇◇さんの云々ということは、自作する権利はあるのにそれを放棄したという意味はありましても、作られる方、◇◇◇◇さんであつたりという方の権利を守るために通しております。農地法はそうです。戦前の地主制度を改めて、実際に作っている耕作者、その権利を守る、保護するというのが農地法ですので、それに当てはめてご審議をいただきたい。それが不十分である、というのが県の常設審議会の結論であります。

よろしいでしょうか。

《中島次長》

はい、事務局からもう1つ。農業委員会の権威と言われますけれども、まずはですね、法の趣旨等にはですね、きちんと従うという。農業委員会というのは、これ、行政委員会の1つでございます。行政委員会、行政機関の1つでございますので、まず法の趣旨としてですね、この意見を聴かなければならない、となつておまして、そこからですね、このような意見が出たということはですね、十分尊重しなければならない。それをですね、十分長い時間審議したんだから、ということですね、ちょっとそれを再審議しない理由としてはですね、弱いのかな、というふうに事務局としては判断をしております。

《 会 長 》

はい、山本委員。

《山本豊紀委員》

前回、借りたものを返すのは当たり前じゃないか、と私は言うんですが。農業委員会の考え方でいきますと、今の耕作者が一生懸命やって、優れた耕作者だということなつて、農業委員会が後押しをすると、永遠に返さんでええと、死ぬまで返さん

でええということになりますね。違います？

《中島次長》

期間はですね、更新してから50年となっております。

《山本豊紀委員》

50年と、みんな死にまっせ。何を言うとするんだ。そんなばかな話はないですよ。

《 会 長 》

それが法律です。

《山本豊紀委員》

農地法の話でしょそれは。

《 会 長 》

法律です。はい、農地法です。

《山本豊紀委員》

だから、通して、農業委員会で農地法で話す限りはその域を出ないんですよ。だから、それじゃあ、今回の案件は決着がつかないからという判断で、借りたものを返すという原点にみんな返って、判断したんです。だから、彼の言うとおりに、この委員会で出した結論というのは、やっぱり尊重すべき話ですよ。

すったもんだしたって何の法的力もない実行力はない、農業委員会が出した結論、どれだけの意味があるんですか。それは立場はそうでしょう。だけど、いち人間ですよ、みんな。

《 会 長 》

今の井上委員、今の発言をちょっと録音を残したいんで、お願いいたします。

《井上委員》

はい。私、かつて、平成30年ですかね、ずっとこの議案携わっております。昔、私が農業委員になったばかりの頃に松本会長という方おられまして、あなたたちの立場は地方特別公務員である、と。農地法に基づく地方特別公務員である、と。ですから、私が1回、友達が転用の議案持ってきて中身をよく確認しないまま判をついたことがあります、ひどく怒られたことがあります。

個人の感情ではなく農地法に基づいて、委員として判断をなささい、と言われてました。皆さんの立場というのは、地方特別公務員でちゃんと公費が出ております。我々、お金をいただいてやっております。その立場で、あくまでも農地法に基づいて判断をしてください。個人の感情、自分の住んでいる地域、人間関係から判断を歪めるといふことのないようお願いしたいと思います。

残念ながら私推進員で、投票もできません。ずっとそれも聞いております。聞くにあたって、確かにそうなんです。私ももういっぱい貸すほうなんで、返して欲しいんですけども、あくまでも農地法の組織なんです、ここは。ですから、個人、そして個人の感情そういうものを捨てて、農地法に基づいて判断をお願いしたいと思います。

《 会 長 》

それが農業委員の立場です。それはご理解をいただきたい。

《山本豊紀委員》

それはよく分かるんですよ。だから、話は前進まないで、今回の案件は絶対解決しない、と。だから、良いんですよ。5年前にね、この農業委員会が出した結論で、すでに我々農業委員会のレベルはもう超えとるんですよ。その先へ預けとるんですよ。

だから、それを今更蒸し返して、またこないだ結論、皆で採りましたけどね。これ、非常に曖昧な話ですよ。実行力も何にもない農業委員会で、延々時間かけて、みんな話をする、と。どれだけの意味ありますか。

《 会 長 》

実行力はございます。それはあくまでも法に基づいてですね。

《山本豊紀委員》

じゃあ、決めた話が通りますか。

《 会 長 》

ですから、法に基づきゃあ通ります。

《山本豊紀委員》

ほいで、いやそんなもん、うちは認めんよ、と。我々認めんよ言われたらどうしますか。

《 会 長 》

その時は裁判じゃないですか。

《山本豊紀委員》

うん。だから、裁判にもう、さっさと持っていきゃいいんですよ。前回だって結論出して、裁判所に預けて、なんで裁判所が結論出さんですか。差し戻しなんてふざけた話ですよ。

《 会 長 》

それは、うちの方が事務的な手続きの不備があった、ということ。それと。

《山本豊紀委員》

それはどういう不備ですか。

《中島次長》

私の方から、これ何度も説明させていただいておると思うんですけども、行政手続法という法律がございます。その中にですね、不許可処分とする際にはですね、不許可の理由をきちんと指令書というものに記さないといけない、と。その記し方がですね、不十分であったというふうなことで、この不許可処分の取り消しというふうにされております。

《山本豊紀委員》

だったら、その根拠ですよ、不許可にした根拠。それは、今回のメンバーでまた話をせんと根拠付けできんと、そういうことです、という話ですか。

《中島次長》

はい。当時ですね、議事録の中からですね、不許可とした理由というのがですね、明確に見いだせない、ということになっておりますので、再度審議をしてですね、許可にするにしろ不許可にするにしろ、農地法に基づいた理由というのをですね、はっきりとさせなければいけない、ということになります。

《 会 長 》

はい、ちょっとマイクきますので。

《黒田委員》

えっとですね、原則論はまず置いて、ちょっと具体的なことでお尋ねしたいと思います。

宇和島市農業委員会に対する意見というのが、県の農業会議から来ております。そこにはMさんから始まっているいろんな方のご意見を、それも開示させていただいて大変フェアなやり方で、ありがたいと思う。

それでですね、私ちょっと細かいこと言うかもしれませんが、前回の質問事項の中に、賃借人の生計、相当の生活の維持が困難となる恐れはないか、という質問項目がございました。それについて、影響がある3人、ある程度影響があるが15人、影響はない、が3人。これ、具体的に見てみますと、生活の維持が困難になることはないが多少は減る、というのが8名。でも、これも影響があるに入っております。そして、単価の品種があるから、9人。だから影響がある、というつもりでしょう。そして、全く影響がないとは思わないが現在においては大丈夫だと思う、が10人。でもこの10人が、10人がある、と。そして、経営面積が減れば売り上げも減るためある程度はあると思うが賃借人の生活に相当あるとは思えない、が8名。

今、私が言うたのはバーッと、漏れもあるかもしれませんが、大きな数字、1、1というのは結構多いんですが、ある程度まとまった数字の意見をもう1回振り返ったわ

けですが。これに対して、愛媛県の方が言うことはですね、よって本件については、賃借人が本件農地を返還することによって従前の生活水準の維持が困難となる恐れはないか、こういう言い方してきております。この言い方とこの質問とは、ニュアンスは若干違う。私はそう思うんですが。

それとですね、結局、生活水準の維持が困難となる恐れはないか、返還すると言って。ここで根本的な疑問があるんですが。どっちに味方する云々じゃないんですよ。客観的に見た時に、賃借人の自作農地を、仮にAという集団といたします。それで、今回返還を求められておる農地の集団をBといたします。だからA+Bを仮にXとしましょう。X-Bは当然減少します、返してしまえば。もう、これ、分かりきったこと。

ところが賃借人は、その後においても積極的な農業経営を行われて、この、今返還を求められてる人以外の地主さんからも、農地を借り受けておられます。この一団の農地を仮にCといたします。そうすると、A+B+CからBだけ引いたらAだけの時よりも当然多くなります。

従前の生活というのは一体どんなこと言っとるんかというのは、県の文書からはっきりいたしません。Bの農地を借り入れる前の時点なのか、Cの農地を借り入れる前の時点なのか。その基準のとり方によって、結論は正反対になります。

一応ですね、何でこういうことになったかという合理的な根拠が、確認できないんだというふうにこれは言うておられるんですが。この点を非常に注目しておられる。賃借人の生計の維持が大変だよ。だから、耕作者の為にはそこら辺についてもっとはっきり突っ込んだことの審議ができてるのかね、というなことを言いたいんだと思うんですが。それは尤もな意見なんです、この細かい表で私がさっと挙げた数字見ても、ある程度これらを判断をする材料にはなっている、と私は思うんですが。

この程度のことではいけないんでしょう。それをもう細かくですね、フローチャートでイエスノーイエスノーでやって、かちんかちんかちんと言ってこうなるという。押さえてしまうならですね、私が先程申しましたように、A+Bから単にBを引けば減る。A+B+CからB引いただけやったら増える。ほんで、何をもっていつてるかと言うと、これはあくまで返せという立場の所有者と、それから、どうしようかという賃借人の2人の二者間の影響を言うておるのか。

しかし現実には、さっきも言ったように、農業経営一生懸命やれるかというより、経営規模を拡大されて、この最初の10年間の契約が結ばれた時よりも経営規模も何もかも拡大してると思います。費用もたくさんになっておるだろうと思います。そういったことを我々に知れと言われても、一応数字は出ておりましたが、細かなことは分かりませんので、この中でも、県の委員の中のKさんという人は、私はMさんの立場に基本的には同じだけれども、具体的事情が分からんところで責任を持って判断を示せない、という言い方されております。私も実はそうです。本当に賃借人と貸借人の本当は細かい事情は、一体どんだけ分かって、それで生計が困難とか、経営能力があるとかいろいろなこと書いてありますが。これ、もう1つ愛媛県に対して分からない、と。ちょっと分からないのはですね、貸借人の技術、経験、労働力、施設等の状況から見て、本件農地の生産力を十分発揮させる経営を自からが行うことが確実に認めら

れるのか。そういうことについて、もう1回審議しなさいよと。

ただ、前回も多分議事録は向こうに行ってると思うんですが、ここで言う技術、経験、労働力、施設。これらはすべて経営力の構成要素です。じゃあ、経営力があるんか。経営を自から行うことができるかと言われた時には、経営というのは、自からの手と足と、そういったもんだけが経営力じゃなくて、経営力の構成要素は、今申し上げました県が言われておる②に係るものが、全て経営力を構成してるんだっていう、それらを総合的に見た時に経営を自から行うことができるか、いうことだと思うんです。

ほんで、経営を自から行うことは前から何回も申し上げましたが、吉田町地域でもみかんの収穫の時には人を雇っておりますし、スプリンクラー自体も個々で個人が持っている人もおるけれども、共同の施設でやってる方もあります。

ほんで、皆さん実際では田植えは人に頼む、草刈りも人に頼む、乾燥脱穀は人に頼む。でも、自分の最後の責任で、最後の帯を結ぶ。結べなんなら、これは自分が赤字を受ける。これは経営責任だと思います。その経営責任を取る能力のある人。意思は、はっきり経営責任を取るよっていう意思のある人は、私は成功するかどうかは別として、立派な経営者であろうと思っております。

私が何でこんなこと言うかということ、一方で国はスマート農業と言ひ大規模経営を推奨して、いろんな大規模な法人経営みたいのが入り込みつつございます。私は本当、個人的には家族農業が大好きで、家族農業こそが農村の文化の根源だと思っております。私自身も老夫婦で作業をしております。人にはあまり頼っておりません。しかし、そのことと、ここで言われておる農地法の理念っていうのは、限られた農地を有効に活用する、そのためには一体何が良いんかいう時にですね、そこになると本当に別れると思いますが、農地改革があった時も農地は耕作者自からが所有することが望ましい、という理念がある時謳い込まれとるはずです。

それで、耕作者主義、耕作者と所有者が一致するほうが良い。それはなんでか言うと、やっぱり自分の農地というのは愛着があって、そこに思いっきり時間外労働でも何でも厭わんという意欲が湧いてくるからこそ、そうしたというふうに考えております。だから今、いろんな技術レベルが上がっていったり便利な機械ができたりした時にですね、そのことを考えた時に、この読み方、愛媛県自体もこれ、わざと幅を持たせてくれとんかもしれませんが、渡したところが前回の皆さんの頭の中では審議されたんじゃないかと思いますが、それを文字で残さなんだのが悪かったとすれば、やはりそこは、審議した結果を文字に残さんといけんだろうと思う。

ほんで、裁判所も私達がそのことを丁寧に賃貸人に説明してないんじゃないか、いうことをご指摘されたと思うんです。要は具体的なことは皆さん分かってるけど、その表し方と、この質問項目自体もですね、今度は別の問い方をしておっしゃったわけですけども。ように書かしてくれた方が本当は良いかも。みんなの意見、意見はその方が出ます。

○×でやられたら、○×以外の意見を持ってたらどうするか言うたら、結局はですね、それは書けん。フローチャートで下にストンと落ちる。あみだみみたいなことになってしまうような気もするんですが。独自意見があれば、書かせてもらうのであれば、

本当はあるよ。そうではないと、なかなかみんなの気持ちも収まりがつかんのじゃないか。

ただ、賃借人にも賃貸人にも、固有の事情というのはおありだろうと思います。それはここでは分かりません。

《 会 長 》

まず、この審議をする時点の話は、平成30年の2月。前回、前回といいますか、前の委員さんらが審議をしていただいた時点での審議です。

ですから、その時の収入とか、年齢もそうですけども、農業資材とか農地の面積とか、そういうものは、もう資料は平成30年、29年、28年の申告の分もありますけども、そういうものを基にしてご判断いただいておりますので、今現在のことではありません。

それから、県の常設で云々と言われましたけど、みんな資料ちゃんと見ていただいて、ご判断ご意見をいただきました。最後の方もおられましたけども、1ヶ月かけて見ていただいて、小清水君こうだよ、ということの後を飲み会でも言っていただいた委員さんらもございます。

そうやって本当に真摯に、自分たちの持っている能力といいますか、判断基準、知識を持って、宇和島市こうしたら良いんじゃないのというご提案、ご提言をいただきました。私はそう思っております。これは貴重なもんだなというふうに思っておりますんで、前の人らが出した結論と違うんじゃないかと言われることもあります。同じ法律で同じ人らを裁く、裁くと言いますか判断するのであれば、松山の農業委員会が審議しても、要は松野の農業委員会が審議しても同じ結論が出ないけん、というのが向こうの委員の方の考え方です。その基本となるのは、農地法です。法律に従ってじゃないと、皆さんの感情を入れてもらったら困りますよ、というのが、委員さん、常設委員さんの考え方ですのでそれに基づいて判断をしてくださいね、というのが常設委員の意見です。

黒田委員、マイクを。

《黒田委員》

最終行三行の④のところに、すいません。これが最終的なことなんでしょうけども。すいませんもたついで、申し訳ありません。④のそこへ、本件農地は賃貸人と賃借人のどちらが耕作する方が農地の効率的な利用に繋がり、農業生産力の維持確保が図られるか。農地法が目的とする政策的な視点からも判断いただきたく、これが再審議を求める理由の1つ。最初のくくりになっておりますね。ここはどうやって判断したらいいか、正直なところみかんも作ったことない人間には、本当は分かりません。それでも、結論出せ言われると、もうイメージで言うしかないというか。そうすると合理的な理由というのになるんかどうか、自信は持ちかねております。どちらもあるように感じておる。

《 会 長 》

その意味自体なんですが、これは水田も同じですが、農地は財産である、と。みんなの財産である、という考え方です。ですから、これから先も農地を農地として守っていくためにどうすればいいのか。そのためには、誰が作るのがいいのか、と。今、国がやられてます担い手に農地を集積するというのも、その一端です。若いもんに若いもん。そうやって農地を、要はもう、食料自給率をこれ以上下げないようにというのが1つあろうと思います。

特に今のロシア、ウクライナ。あれを見るとやっぱり、小麦でも作っとるけん、ロシア何言われても怖ないわけですよ。食べるもんがある。日本はこれ、例が悪いかもしれませんが、台湾有事の際に云々いいますが、中国から物が入らないんだったら日本は1ヶ月でしょう。みんな飢えてしまいますよ。それだけ中国に頼っとるんやけん、日本は口だけ大きなこと言うてもいけん、と。まずは食料自給率を確保していかないけん、上げないけん、というのが日本の今の国策といいますか、一番重要なことだろうと思っております。

そのために、国民全員をですね、理解さすことはできんでしょう。あそこの方が安いんやけん買うてきたらええわ、と。うちは生活が厳しいんやけん、安い物安い物を買いはるんよ、と言う人もおられます。ですけども、一番には政治家、将来的な日本を考えた時には自給率を上げないけん、と。そのためには農地を守らないけん、農家を守らないけん、ということが基本にあると思います。

《中島次長》

ちょっとよろしいでしょうか。

最後に黒田委員さんがおっしゃられたところの辺がですね、農地法の第1条、こちらをですね、参照していただきたい。今日の資料としてお付けはしてないんですけども、以前の資料としてお付けしておりました。回収はしてるんでお手元にはないかもしれないんですけど、ちょっと読み上げますとですね、農地法第一条、この法律は国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源であることに鑑み、耕作者自からによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにするのを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。これが農地法1条で、これ農地法全体にこの理念が生かされなければならない、ということでございます。

先程、昔はですね、確かに耕作者自からが所有するということが理想だというふうになされたんですけども、これ平成27年か9年かぐらいの改正でですね、耕作者自からによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつということですね、もう、この時点で所有権というよりは、農地を効率的に利用する耕作者に利用権をどんどん設定していきなさいよというところがですね、農地法の趣旨としてあると。そのことがですね、県農業会議の方もそこに言っている④番ですね、本件農地

は賃貸人と賃借人のどちらが耕作する方が農地の効率的な利用に繋がるのか、ということも踏まえてということで。お手元の、先程にお話ありました判断項目、集計表のところですね、そこが一番下に、どちらが耕作した方が農地の効率的利用になるかというところがあると思うんですけども。賃貸人7人、賃借人12人、賃借人の方が効率利用になるんじゃないかという判断された方が12人、この時におられたわけなんですけども。そうなるんですね、なぜこの結論から許可ということになるのか、というふうなことをですね、県の農業会議の方からは言われているということになるのかと思います。

《 会 長 》

他にご意見ございませんか。はい。

《松本委員》

松本です、よろしくお願いします。

ちょっと確認したいんですけど、今回の許可、不許可っていうふうなの出した場合に、双方、◇◇◇◇さんと何か話できるんですかね。仮に不許可を出した、今回は。そしたらまた5年前に遡って、こういうふうな形で再審を求められたっていうふうな経緯じゃないかと思うんですけど。

《中島次長》

ちょっと今、理解が難しかったんですが。

《松本委員》

えっとですね、今回の分をAにしろBにしろ出した場合に、2人は話し合いができるんですか。

《中島次長》

もうすでに、話し合いにはならないと思います。もう話し合いになってないのでここまで上がってきて、さらに農業委員会の処分に対して不満があれば、上級、愛媛県の方に審査請求をするか裁判で申し立てるか、どちらかになると思います。

《松本委員》

そしたら今度は裁判ですか。

《中島次長》

裁判の前にですね、愛媛県の方に行政不服審査を申し立てるということもできるんですけども。どこになるか、それ、仮定の話なんで何とも言えませんが。

《松本委員》

ちょっと感じるのはですね、我々がこう出した結果に、お互い当人同士たちが話し

合うことがしなければ、我々がAやろうがBやろうがいう結果を出しても、それは無意味になってしまうっていう感じをするんですよ。

《中島次長》

いや、それは違います。まず話をするためにはですね、うちが結果を出さないといけないということです。

《松本委員》

そういうところはあると思うんですけども、ある。私もちょっと紐解いてみたんですけど、農業委員会の解約の受付とかですね、いうふうなのは、当事者が調停等々とかで合意になっておればそれは許可を受けなくてもいい、っていうふうな文言もあったんですけど。

《中島次長》

はい、もちろんそうです。

《松本委員》

だから、そういうふうな調停とかっていう本人同士の話っていうのは、できないんですかね。

《中島次長》

それができないんで、今片一方からの18条第1項による許可申請って形になってるということでございます。同意になれば、18条6項で合意解約ということになりますので。

《松本委員》

それを進めることはできないんですかね。

《中島次長》

それを進めようとしてできなかったの、今ここに至ってるということでございますので。

《松本委員》

そうしたら、まあ、どんな結果で出すにしろ、まだ長引くっていうことですよ。

《中島次長》

今この場で、今、一応その再審議するかどうかということ、今諮ってるわけですが、再審議となればですね、一旦そこで結論は出ようかと。ただ、結論につき、結論を出すにあたっては農地法に基づいて理由を、きちんと合理的な理由をそれぞれの委員さんが、説明できるような形にさせていただかないとですね、判断項目以外

の項目で判断してですね、法律ではこうやけど私の考えはこうだ、みたいなことでは
ですね、困りますよと、いうことでもあります。

《松本委員》

そうしたら、また同じような結果になるかもしれないっていうことですね。

要は、事務局の方の考え方としたら5年前の結果っていうふうなのが一番望ましい、
っていうことですよ。

《中島次長》

いや、そういうふうに言ってるわけではないんですよ。ただ前回もそうだった、今
回もそうなんですけども、許可にするしろ不許可にするにしろ、理由というのがきち
んとしてないとですね。これ、裁判になった時には負けてしまう、ということござ
います。

《松本委員》

前回の時に、指示書っていうふうなの再発行とかってというのは、できなかったん
ですか。

《中島次長》

再発行してもですね、中に書いてある理由は変えられないので。当時書いてあった
理由がそのまま行くだけです。

《松本委員》

付則で、こういうこともありましたっていうふうな形で、その指示書の部分を訂正
というか再発行みたいな形で、不許可にしたんだっていうふうなことにはならな
かったんです？

《中島次長》

それが議事録、当時の議事録からですね、読み取ることができるのであればでき
たんですが、当時の議事録ではそれが読み取れないと。裁判所ですね、控訴審の判決
の中でもそのように言われておりましたので、それは難しいというふうな判断をしま
した。

《松本委員》

それができなかったんですよ。

《中島次長》

そういうことですね。

《松本委員》

理由づけが。はい、分かりました。

《 会 長 》

話を前に進めるために、4月の18日だったですか、臨時総会をここで開いた折に、山口委員からご提案がありまして。もう1回2人で話をさせや、という話がありました。

で、双方にご意見を聞いて、◇◇◇◇さんの方は一方的な話じゃなかったら、要はそういう和解の話に立ち合いましょうと、臨みましょうということやったんですが。◇◇◇◇さんの方が、5月1日の総会の15分前になって、わしを総会の場で発言させんのやったら嫌だと。弁護士の方からは、和解には応じますという、和解の場には応じますというファックスは来てたんですが、総会の前になって嫌だということで流れてしまったわけなんですけども、あの時も皆さんの雰囲気、4月の18日の臨時総会の雰囲気というのは十分、傍聴されていたんで分かっていただけ、というふうに思っております。それで、ご本人が駄目だと。そして、この資料見ましても、要は立木補償的な後の補償は出さない、というふうにも。

《松本委員》

補償については、農業委員会が決めることではないんじゃないでしょうか？

《 会 長 》

それはないですが、要は、そういう歩み寄りをしてもらわないと前に行かない、と。要はもう、私が思うのは、もう農地法をもう解約して、基盤法に。期間を短くすることしかないんじゃないかな、と思うんですけども。もう、だから、その歩み寄りをしていただかないといけない、というふうには思っております。そのために、裁判の材料がいる。要は、裁判の結果がないと、そういう一歩前に進めないのかな、というふうなことも思っております。それは分かりません。

そこはもう、要は今日もお聞きでしょうから、そういうことを聞きながら、周りの人らもですね、いつまでも同じ部落でやりよってもいけんがというような話をですね、していただいて、前向きに、双方が前向きにさせていただくのが一番いいんですけども、今はそういうふうな態度じゃないように見えますので、それは残念です。はっきり申し上げて、◇◇◇◇さんのあれじゃないですけども、残念です。

はい、黒田委員。

《黒田委員》

議長表情からお骨折りじゃ、と。私もよう分かるんやが。どうぞな、もう1回やったらどうぞな。その、火付け役よ、やっぱ、結局委員さんもいろんな思いがあることはもう、今のあれで分かるんやが。人間は、法律は、法律で分かるんやけども。そういう、分かるんやけどそれだけじゃなしに、双方の歩み寄りにより双方が合意すれば、新しい世界は開けるんじゃないかな。そこまでは、法律が許さんとは言わんのじゃないかと思うんやけど。ただ気になるのは、18条の書き方見たら、合意するこ

ともできん、なにすることもできんようながんじがらめにしとるんやな。そこら辺が和解の時にどこになるか私も分からんので。分からんけど、本当に両者が本気で和解するけんようなことになれば、一番時間的にも、経済的にも、感情的にも、ええことになるんじゃないかと思うんやな。

《中島次長》

すいません。これも審議が1回終わってですね、それに対して再審議というふうな県農業会議からも来ておりますので、ここです、再度合意に向けて促すということにはですね、ちょっと難しいんじゃないかというふうに考えております。

《 会 長 》

はい、黒田委員

《黒田委員》

どうしてですか。行政がなしえないことするのが政治でしょ。

《中島次長》

すみません、ここは政治じゃなくて行政ですので、

《黒田委員》

これは行政委員会じゃと分かってる。行政委員会であるということは分かっておるけれども、がんじがらめの法律同士の戦いじゃなしに、和解という制度を、日本に長く定着しとった制度があるやないかな。それに行こうとすること自体も、再審議をこれは勧告されてるわけですか。

《中島次長》

そういうことです。

《黒田委員》

厳密に言うたら、勧告なんですか。それとも、これには従わんといけないんですか。

《中島次長》

従う必要はないんですけれども十分に尊重しなければならない、というふうに言われておりますので、

《黒田委員》

和解を試みるのが、これを馬鹿にする態度になるんですかね。いや真面目を、大真面目にですよ。人間が無用な争いをやめて、なるべくこれから後もこの地域で生きていく人間同士がようろうとして一生懸命足掻くことが、県の態度に対して刃向かうことなるんですかね。

《中島次長》

いや、県の態度とかですね、そういうことではなくてですね。もう、今からですね、合意に向けてもう一度再度話をするというのは余計に時間がかかるといいますか、もうすでに、もうその話は裁判中にもありまして、できてないということになっておりますので、再度その話をですね、出されてもというところではあろうかと。

もう、農業委員会としてはですね、申請が出てるわけですので、それに対して結論を出す、と。それが農業委員会のもう一番の職務じゃないかというふうに考えております。

《黒田委員》

それは、一番綺麗なやり方だと思いますよ。綺麗なやり方なんやけど。今、綺麗さや整合性を求めても、これ、段差ができてしまいますよ。それを、整合性を取ろう思うことよりも、やっぱ、手握らさんといけんのやないかな、と。事務局が、それこそ公平公正な公務員としてのお立場を述べられることは私も十分分かるけん、それには抗わん。抗わんが、ここにおる委員はもう少し自由度を与えられておると思うんよ。

《 会 長 》

黒田議員、あのう、もう和解の話は4月に終わったと思います。ですから、この結論を出した後にはどうですか、というふうな話をせなんだら、前向いていかんのやないですか。もう、どっちも意固地になっとるけん。

《黒田委員》

分かった。そこまであなたが言い張るなら発言は撤回する。

《 会 長 》

和解してもらうのが一番ええんですけども。そのために4月の18日、みんなでああじゃこうじゃ言いながら、その雰囲気は一番分かってもらうのは、傍聴しとる人らが、一番心に刻んどると思います。

はい、すいません。マイクを。

《今西委員》

いろいろ意見出ておりますけどね。幾らこれ話しても、個人的な考えはいろいろ違うので。どうですか、このまま事務局の提案に進めるか進めないか。決を採って、進めるようにしてもらいたいと思います。

(拍 手)

《 会 長 》

はい、ありがとうございます。

まず、大島委員。ちょっと立場的なものでこの件について、再審議をするかしないかについてのご意見をいただきたいと思います。

《大島委員》

はい。農業委員会というものは申請が出た以上はですね、対応しないとイケないということで、申請に対する処分ということで一度出したんですけれども。農業会議の方から再審議を求められた以上は、やっぱりその意見を尊重して対応しないとイケないというのが、これ、農業委員全員がその心構えで向かわないといけないというものであると思います。

で、今回、その中身を見ましてもですね、前回出したような結論と理由との間が繋がってない。これは簡単に言うと理由が齟齬しているということになる、と。この内容ですと、仮に裁判になるとですね、理由の齟齬ということで直ちにこの決議、許可するという決議も裁判上取り消される、というふうに私は思いますので。理由と結論が齟齬しないような内容を決めないといけない、ということになると思います。

なので、私は再審議すべきというふうに意見いたしますので、その意見とさせていただきます。

《 会 長 》

はい、ありがとうございます。

他に。はい、山口委員。マイク。

《山口委員》

私は最初から和解を進めていたんですが、和解というのは、双方が損をせんといかんのですよ。一方が得したら和解になりません。両方が損をして、和解になるんですけどね。

そこを考えて傍聴人もおられると思うんですが、お互いが損をしようって、手をこらう、つなぐんですよ。私は、それが和解だと思います。それが言いたいんです。今の黒田委員の意見にも賛成ではあるんですけども、そういうことを一言、申し上げておきたいと思います。お互いが損をしない。そして手をつなぐんですよ。人間じゃもん。

これな、和解せなんだら、子や孫や代々、多分引き継いでいきますよ、この恨みは。それだけ。

《 会 長 》

はい、ありがとうございました。はい。

《末光委員》

私は、再審には応じたくない。いうのは、もう前回、その5年前も2回もやって、もう僅、何票かの差やったですね。そしてまた今度しても同じような結果になって、また同じような繰り返しになると。

この、私の考えとしては上部団体、これ愛媛県の農業会議かな。そこらで。宇和島の方ではもう無理でしょう、宇和島の農業委員会では。こっちに振ってきたけど、また割れる思うんですよ。それで、一応その上部団体であるそこら、県の方をお願いして、それで結論出してもらおうのがええんやないですか。そんなんはできんのですか。

《中島次長》

できません。もう判断できるのは、この農業委員会のこの総会の場だけです。

《末光委員》

だから、前回のあれを尊重して欲しいです、私は。前回の決議を尊重して欲しい。だから、農業委員さんみんな、農地法みんな頭に入っとる思うんですよ。それで私も最後に言うたのは、耕作者保護でいうので1票を投じました。それがもう、最後には残ることなんで。ほうなんで。だから、そんな、皆さん分かって結論出しとるんやから、全て。そんなんでもなんべんやっても一緒でしょう。

もう、たいがいこらえてくださいや。

(拍 手)

《中島次長》

はい、そのお気持ちは十分分かるんですけども、はい。

《 会 長 》

弁護士の大島さんの発言もごさいます。そういう意味で、再審議をするかしないけんしないかの決を採りたいと思います。どちらか、するかしないか。挙手をいただきたいと思います。

それとですね。もし再審議をするようになったら推進委員さんも出ていただいて、採決も当然別ですけども、有効にはなりませんけども採決をしていただいて、推進委員さんの意見、そういうのも聞きたいな、と私は思っておるんですけども。特に前回からおられる方、推進委員さんにおられますのでそういう方の意見も、なぜこうなったんか、ということも聞いてみたいな、というふうには思うわけですけども。

まず、再審議をするかしないかの結論を。

《中島次長》

ちょっとよろしいですか、すいません、一言。

もしですね、先程の説明でもお話をしたんですが、再審議をしないということになればですね、そのしないことについて、またここで理由をですね、きちんとをつけなければいけない。その協議をまたここからしないといけない、ということになりますので、よろしくお願ひします。

《 会 長 》

はい、大塚さん。はい、お願いします。

《大塚委員》

大島先生仰ったようにです、裁判所に出したとしても、結果と判断の齟齬があり過ぎて、私も見よったら本当にこれやったらまた裁判所出しても突っ返されらい思いました。それで、今事務局の方が言われましたように、もういっぺん、やり直したほうが良いかもしれませんね。

以上です。

《 会 長 》

再審議をせなんだら、◇◇◇◇さんの方が裁判を起こしてうちが負けるいうだけです。そしたら結果決まるわけやけん。

《中島次長》

いや、結果が決まるというかですね、またここに返ってきて同じ審議をしないといけない、ということになります。そういうことになります。

《 会 長 》

よろしいでしょうか。

今回もそうなのですが、一審の時には内容の審査を3年かけて、全部やってきました。ほいでこの審査がすんだら判決文皆さんに配ろうと思ったんですが、まだすまんで配れんですが、ほんと見本のような判決が出ております。二審ではその件は一切審議しておりません。先程の、事務手続きの云々と理由書が不十分だということで、全然審議の内容が違いますので、その点をご理解をいただいて、再審議に、私としては再審議に臨むというのが一番良い結論かなと思うんですが、あとは皆さんに判断を任せたいと思います。

それでは決を採りたいと思います。農業委員さんだけです。再審議をしたらいいという方は挙手をお願いいたします。14。はい。再審議は反対だ、しないという方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。再審議をするということで決定いたします。再審議につきまして、資料を、これまで個人情報云々ということでですね、事務局の方に返している方がいらっしゃいましたら、資料の方をいるんなら、また郵送したり。今日は間に合う？資料ある分はもう、早めに皆さんの方に郵送いたしますので、そういう方は是非とも事務局の方まで申し出ていただきたいというふうに思っております。

それから、先程も申しましたが、推進委員さんでも構わない方はご出席をいただいているような意見を、特に2期3期の委員さんにおかれましては、前回どうやったんだと、どうしてこういう結論に至ったんだというアドバイスもですね、いただきながらご参加をいただきたいというふうに思っております。

《中島次長》

はい、それではですね、ここで臨時総会の日程についてお話をさせていただいたらと思います。

お手元にですね、8月臨時総会開催日日程調整表というものを、農業委員さんのみにお配りしております。場所は、2階大ホール、この場所で候補の日を6日間挙げさせていただいております。時間はですね、午前の10時からと午後の1時半から、どちらか一方でとなりますので、この2通りからですね、そのうちどうしても都合のつかない日、自分の都合の悪い日にバツを記入していただければと思います。最後にですね、お名前を書いていただいておりますお帰りの際に机の上に置いて帰ってください。

できる限りですね、全員の農業委員さんの出席できる日を調整の上、開催日またお知らせをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

《 会 長 》

それと、農地パトロールに当たってる人がおるかもしれませんが、それは事務局の方でやりくりいたしますので、その点はもう考慮しないように。農地パトロール入っても、他用がなかったらですね、その日は構わんというふうにさせていただいたらというふうに思っております。

それともう1点。これは借りたものは返さないけん、という話なんですけども。先般地元の方でですね、脳梗塞になって仕事できんと、もう畑を貸したいという人がおられました。70代の方なんですけども、その人の土地を後をやってもらう人を探しよったらですね、ちょうどええ子がおりました。◇◇◇◇の、もう名前言ってもあれなんですけど、◇◇◇◇君いうのがおりました。平成30年に吉田の方へ来てですね、津島から吉田へ来て研修を2年間やって、それで就農して今年で4年目です。で、去年の春にですね、5月に農地を借りました。基盤法で10年契約です。

ですが、今年の1月になって、農地返せということで、一応3月の総会で出たんですけども、双方合意という理由ですので総会問題なく通ったんですけど。本人に聞きよりますと、作りたかったんやけどやっぱ止めとった方がええぞ、と言われてやむなく農地の方を10年契約あったのに手放したと。苗木だけ植えなんだけん良かった言うて、最後に言われたんですけども。

もし苗木植えとったらもう、心が折れて、もう辞めとったかもしれません。◇◇◇◇ですので、これから一生懸命やろうと思ひよった、そういう子がそういうふうになりましたんで。事務局の方にですね、持ち主の方に、地主の方に聞いたら、管理が悪いと。草も生やす摘果も十分やない、と。本人に聞いたらそうでもないんですけども、畑が知永がやったんで、知永はどうも草の管理も厳しいみたいで、普通の人が言ったら怒られるレベルかもしれないですけど、そういうこともございました。それこそ基盤法の10年ですので、それなりに本人も構えとったと思いますが、そういう事案がございました。

やっぱり、借りたものは返すはありますけども、そういうことが表に出るとですね、今度Iターンでよそから来た子は、もうIターンの子らはインターネットですので、インターネットで10年やろうと思ひよったのに土地返せ言われました、ということで。理由は、自分は一生懸命やりよったのにということなら、これ、世間の方が騒いで、

後々大変なこととなる。宇和島にはもう I ターンで来る人おらんようになる、というふうなこともございますので。そこらもあります。農地法で判断をしていただく、ということ、一番にお願いしたいと思います。

その子がちょうど、あと一反ぐらい喜佐方の土地やっってもらったようになって、それはそれで良かったんですけども。そういうことありますので、やっぱり十分に農地法というのを考えてご判断をいただきたい、というふうに思っております。

以上で令和 5 年 8 月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
